

議案第22号

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例案

(大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

(大阪市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立介護老人保健施設条例（平成8年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第2条第1項第1号中「同条第27項」を「同条第28項」に、「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改める。

第5条第2号エ中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改める。

第17条第2号及び第19条第1号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

(大阪市立弘済院条例の一部改正)

第3条 大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第26項」を「同条第27項」に、「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改める。

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第4条 大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改め、同条第4号中「法」を「介護保険法」に、「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め

る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中大阪市立特別養護老人ホーム条例第4条第4号の改正規定（「法」を「介護保険法」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第2条中大阪市立介護老人保健施設条例第1条の改正規定、同条例第2条第1項第1号の改正規定（「同条第27項」を「同条第28項」に改める部分に限る。）並びに同条例第17条第2号及び第19条第1号の改正規定、第3条中大阪市立弘済院条例第2条の改正規定（「同条第26項」を「同条第27項」に改める部分に限る。）並びに第4条中大阪市立特別養護老人ホーム条例第4条第3号の改正規定 市長が定める日

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例ほか3条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第
第
4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。
5項

大阪市立介護老人保健施設条例（抄）

（設 置）

第1条 本市に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第27項に規定す
第28項

る介護老人保健施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

（休館日）

第2条 施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）、同条
第27項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）又は法
第28項

第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介
第8項

護」という。）に係る入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）の使用 省 略

(2) 省 略

2-3 省 略

（使用許可の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならな
い。

(1) 省 略

(2) 許可を受けようとする者が次のいずれにも該当しないとき

ア-ウ 省 略

エ 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所
第6項

リハビリテーション」という。）に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費
の支給に係る者

オ-カ 省 略

(3)-(5) 省 略

（指定管理予定者の選定）

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮
し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受ける

べきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 法第 8 条第27項の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費
第28項

の縮減が図られるものであること

(3)-(4) 省 略

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 法第 8 条第27項の目的を達成するため必要な事業の実施に関すること
第28項

(2)-(3) 省 略

大阪市立弘済院条例（抄）

第2条 院は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令による保護又は措置を要する者（以下要保護者等という。）を保護し、又は養護すること並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護（以下短期入所生活介護という。）に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者、同条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下介護福祉施設サービスとい
第27項
う。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下介護予防短期入所生活介護という。）
第7項
に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者を養護することを目的とする。

大阪市立特別養護老人ホーム条例（抄）

（入所資格）

第4条 大畑山苑に入所することができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1)－(2) 省 略

(3) 介護保険法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者

第27項

(4) 法 第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期介護保険法 第7項

入所生活介護」という。）に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者

(5) 省 略